# 議案第5号

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係 教育委員会規則の整備に関する規則について

鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に関する規則について、別紙のとおり議決を求めます。

令和5年8月9日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

◇鳥取県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係教育委員会規則の整備に 関する規則について

1 規則の改正理由 鳥取県立中学校の設置のため、関係教育委員会規則の一括改正を行う。

### 2 改正概要

- (1) 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正 別表第1の課内室の欄から県立夜間中学設置準備室を削除する。
- (2) 鳥取県立学校管理規則の一部改正 学校に鳥取県立中学校(まなびの森学園)を加える。
- (3) 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正教員に県立中学校に勤務する職員を加える。
- (4) 施行期日は、令和5年10月1日とする。

(鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県教育委員会事務局等組織規則(昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正 する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改正前		
別表第1 (第3条関係)  略 5 小中学校課 学びの改革推進室  略	別表第1 (第3条関係)       略       5 小中学校課     学びの改革推進室、県立夜間 中学設置準備室       略		

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太線で示すように改正する。

#### 改正後 改正前

(定義)

第2条 この規則において「学校」とは、鳥取県立高等|第2条 この規則において「学校」とは、鳥取県立高等 学校(以下「高等学校」という。)、鳥取県立特別支 援学校(以下「特別支援学校」という。)及び鳥取県 立中学校(以下「中学校」という。)をいう。

(定義)

学校(以下「高等学校」という。) 及び鳥取県立特別 支援学校(以下「特別支援学校」という。)をいう。

(入学)

## 第16条 略

2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がな 2 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がな いときは、学年の途中においても、学期の区分に従 い、入学(鳥取県立高等学校学則第16条、鳥取県立高 等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規 則第12号) 第14条、鳥取県立特別支援学校学則 (昭和 52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条及び鳥取 県立中学校学則(令和5年鳥取県教育委員会規則 第 号)第12条第4項ただし書に規定する入学 を除く。)を許可することができる。

(入学)

#### 第16条 略

いときは、学年の途中においても、学期の区分に従 い、入学(鳥取県立高等学校学則第16条、鳥取県立高 等学校通信教育規則(昭和52年鳥取県教育委員会規 則第12号) 第14条及び鳥取県立特別支援学校学則(昭 和52年鳥取県教育委員会規則第13号)第18条に規定 する入学を除く。)を許可することができる。

別表 (第3条関係)

1 • 2 略

3 中学校

<u>8</u> 11K			
名称	修業	収容	所在地
	年限	定員	
まなびの森学園	3年		鳥取市湖山町北五丁目
			202

別表 (第3条関係)

1 • 2 略

(鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則(平成20年鳥取県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

#### 改正後 改正前 (定義) (定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の ┃第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 教員 次に掲げる者をいう。 (1) 教員 次に掲げる者をいう。 ア 県立学校に勤務する教員(県立高等学校、県立 ア 県立学校に勤務する教員(県立高等学校又は 特別支援学校又は県立中学校に勤務する教諭、 特別支援学校に勤務する教諭、助教諭、養護教 助教諭、養護教諭、養護助教諭及び講師(常時勤 諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方 務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261 公務員法 (昭和25年法律第261号) 第22条の4第 号) 第22条の4第1項に規定する短時間勤務の 1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限 職を占める者に限る。以下この号において同 る。以下この号において同じ。)をいう。ただし、 じ。)をいう。ただし、条件付採用期間中の者及 条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された び臨時的に任用された者を除く。) 者を除く。) イ略 イ 略 (2)~(4) 略 $(2)\sim(4)$ 略

附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。